

周南市市民参画推進事業

平成30年度 市民参画実施状況年次報告書

SHUNAN CITY ANNUAL REPORT 2018

はじめに

本年5月、改元により令和の時代が始まりました。

新たな時代を迎える中で、少子化、高齢化、人口減少といった社会問題や、地域課題の多様化・複雑化といった状況は進む一途です。

こうした中で、持続可能で暮らしやすいまちづくりを進め、まちの活力を創造していくためには、自治の主体である市民の皆様が持つ知識や経験などを、市の施策に反映させ、これまで以上に市民と市が手を携えてまちづくりを進めていく事が必要です。

本市では、市民の皆様が市政に参画するために必要な基本ルールについて、市民の皆様とともに検討を重ね、平成19年4月に周南市市民参画条例を施行しました。

この条例に基づき、パブリック・コメント、ワークショップ、審議会等の市民参画の方法を活用して、市民の皆様からご意見をいただきながら、様々な施策を進めています。

本年次報告書は、周南市市民参画条例第16条の規定により、市の機関（138の課所室）に対して行った、平成30年度に実施した各事業の市民参画の実施状況の調査をもとに作成したものです。

本市における市民参画の実施状況について、広く市民の皆様にご公表し、市民参画の手続きの透明性を高めることで、まちづくりに対する市民の皆様のご関心を一層高め、より良い、より豊かな周南市のあるべき姿を市民の皆様と市が手を携え、考え、そして行動する地域社会を実現していきたいと考えております。

令和元年7月

周南市長 藤井 律子

— 目 次 —

はじめに

1 周南市市民参画条例について

- (1) 市民参画条例とは？ …… 3
- (2) 市民参画条例における市民参画とは？ …… 3
- (3) 市民参画条例の特徴 …… 3
- (4) 市民参画条例の主な内容 …… 3
- (5) 市民参画条例の制定までの歩み …… 4
- (6) 市民参画の対象となる施策 …… 4
- (7) 市民参画の対象としないことができる施策 …… 4
- (8) 周南市市民参画推進審議会 …… 5

2 市民参画の方法の解説

- (1) パブリック・コメント …… 6
- (2) 市民説明会・ワークショップ …… 6
- (3) 審議会等 …… 7
- (4) 市の機関が適当と認める方法 …… 7

3 周南市市民参画実施状況の概要

- (1) 市民参画に取り組んだ課所室等の推移 …… 9
- (2) 事務事業（施策）数及び実施件数の推移 …… 9
- (3) 市民参画条例条項別事務事業（施策）数 …… 10
- (4) 市民参画の手法内識別の推移 …… 11

4 市民参画手法別実施状況の概要

- (1) パブリック・コメント実施状況の推移 …… 12
- (2) 市民説明会実施状況の推移 …… 12
- (3) ワークショップ実施状況の推移 …… 13
- (4) 審議会等実施状況の推移 …… 13
- (5) 市の機関が適当と認める方法の手法別実施状況の推移 …… 14
- (6) 特徴ある事例・工夫が見られた事例紹介 …… 16

5 市の職員の人材育成等について

- (1) 職員研修の実施 …… 17
- (2) 市民参画の方法を有効に運用できる人材の養成 …… 17

6 全体を通して

…… 18

7 平成 30 年度 市民参画年次報告 市民参画手法別実施状況	
平成 30 年度 市民参画実施事業一覧	……19
(1) パブリック・コメント	……22
(2) 市民説明会	……24
(3) ワークショップ	……27
(4) 審議会等	……28
(5) アンケート	……42
(6) ヒヤリング	……45
(7) フォーラム	……46
(8) シンポジウム	……46
(9) 意見・作文・アイデア等の募集	……47
(10) その他の方法	……47
8 参考資料	
(1) 周南市市民参画条例	……50
(2) 周南市市民参画条例施行規則	……55

1 周南市市民参画条例について

(1) 市民参画条例とは？

周南市市民参画条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的に平成19年4月1日に施行されました。

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）が施策を決定するときに、市民の皆さんの意見や提案を聴くことを制度化しています。

市の機関は、この条例に基づいて、様々な方法で市民の皆さんの意見等を求め、それを市政に反映させていきます。

ここで言う「市民」とは、市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

(2) 市民参画条例における市民参画とは？

一口に「市民参画」と言っても、市民の皆さんが参画する対象は様々であり、行政の活動への参画のほかに、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この条例における市民参画とは、行政（市の機関）の活動への参画を対象としており、市の機関が施策を定める際に、その意思決定をするプロセスに、市民の皆さんが自らの意見等を反映させ、より良いまちづくりを進めるため、主体的に参画することとしました。

(3) 市民参画条例の特徴

この条例は、「自分たちのことは自分たちで考え決定する＝自治」という基本的な考え方を軸として、条文の目新しさや制度の「先進性」にとらわれること

なく、「周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていく」（条例前文）ために必要な基本事項を市民の視点から平易な文体で明文化しています。

市民参画の対象となる行政施策（基本計画策定や条例制定、大規模公共施設の建設等）と市民参画の方法（パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等）が列举しており、対象施策や参画方法等の具体的な手続が明記してあります。

(4) 市民参画条例の主な内容

条例第1条では、この条例の目的が定められており、市民の皆さんが主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定め、協働によるまちづくりの推進によって、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことと、明記されています。

第4条では、市民の責務が定められており、(1) 積極的な参画 (2) 責任ある参画 (3) 相互意見の尊重と公共の利益を図ることを基本とすることなどが明記されています。

第5条では、市の機関の責務が定められており、(1) 市政情報の提供 (2) 市民参画機会の創出 (3) 意向把握と施策への反映に努めることなどが明記されています。

また、第6条では市民参画の対象となる施策を、第7条では市民参画の方法をそれぞれ定めています。



(5) 市民参画条例の制定までの歩み

周南市では、平成17年に市民の皆さんが市政に参画する仕組みについて検討するため、市民活動経験者や公募による市民で構成された「市民参画検討委員会」を設置し、1年3か月にわたり、延べ39回の公開会議を開催し、白紙の段階から条例案の検討を重ねるとともに、パブリック・コメントやフォーラムなどの様々な市民参画の方法を使用して、多くの人々の意見等を伺いながら「市民参画条例（案）」を作成しました。

これを受け平成19年4月1日に「周南市市民参画条例」が施行されました。

(6) 市民参画の対象となる施策

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定しています。

第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。

また、本条例以外の法令（建築基準法、土地区画整理法等）の規定により、市民参画の実施が義務付けられているものもあります。

(7) 市民参画の対象としないことができる施策

周南市市民参画条例第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について以下のとおり規定しています。

- ① 緊急を要するもの
- ② 軽易なもの
- ③ 法令の規定により市民参画を実施するもの
- ④ 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

- ⑤ 市の機関の内部事務処理に関するもの
- ⑥ 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

制定経緯

条例制定に至るまで

平成17年6月 周南市市民参画推進本部設置

平成17年7月 周南市市民参画検討委員会設置

委員：20人（うち公募市民4人、市職員5人）



平成18年5月 中間報告発表

平成18年5月 条例案パブリック・コメント実施

（5月15日～6月14日：13人53件意見提出）

平成18年6月 市民参画フォーラム開催

（条例案の説明及び質疑応答：350人参加）



平成18年9月 提言書提出

平成18年11月 市民参画手続実施責任者設置

（各課所室等の長）

平成18年11月 市民参画システム部会設置

平成18年12月 第6回市議会において条例案可決

平成19年4月 周南市市民参画条例 施行

(8) 周南市市民参画推進審議会

周南市市民参画条例第15条では、この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会を設置することが規定されています。

この年次報告書は、審議会に提出され、毎年度、様々な視点から市が行う市民参画の手続きについて、議論し、評価を行っています。

対象事業 市民参画の対象となる施策

第6条第1項第1号

市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更



周南市まちづくり総合計画、公共施設再配置計画などの市の方向性を決定する計画等が該当します。

第6条第1項第2号

市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃



市民参画条例、情報公開条例などの条例定等が該当します。

第6条第1項第3号

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

個人情報保護条例、空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例の制定等が該当します。

第6条第1項第4号

市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

ゴミの分別収集制度、小中学校通学区域制度などの制度の導入等が該当します。

第6条第1項第5号

大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更



周南市庁舎建設基本計画、駅ビル整備基本構想、学び・交流プラザ整備計画など事業費がおおむね10億円以上の公共の用に供する施設の計画策定等が該当します。

第6条第3項

第6条各号に規定するもの以外のものであっても市民参画の対象事業とすることができます。

第6条第3項に該当する案件は、まちづくり、福祉、教育など市政の様々な分野で活用されています。



第14条

市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。市民の皆さんのまちづくりに対する思いを、市政に反映させるため、市の施策や地域課題などの政策に対する建設的な提言を求める「まちづくり提言」制度を始め、市長と市民が直接対話し、周南市の未来や身近な課題について意見交換を行う「市長と話そう。[共に。カフェ]」などの取組みが行われています。

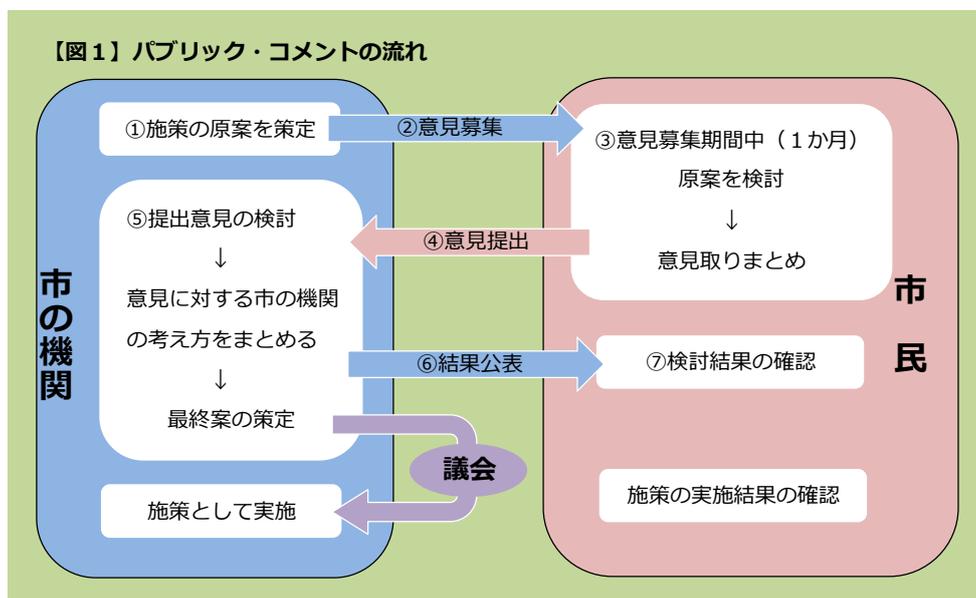
2 市民参画の方法の解説

市民参画条例第7条では、市民参画の方法が次の通り規定されています。
ここでは、市民参画の各方法について解説を行って行きます。

(1) パブリック・コメント

パブリック・コメントは、市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方を公表する方法です。

市民から多様な意見を集めることができ、また、施策の意思決定過程における公平性の確保や、透明性の向上を図れることから市の施策の様々な場面で活用されています。（【図1】参照）



(2) 市民説明会・ワークショップ

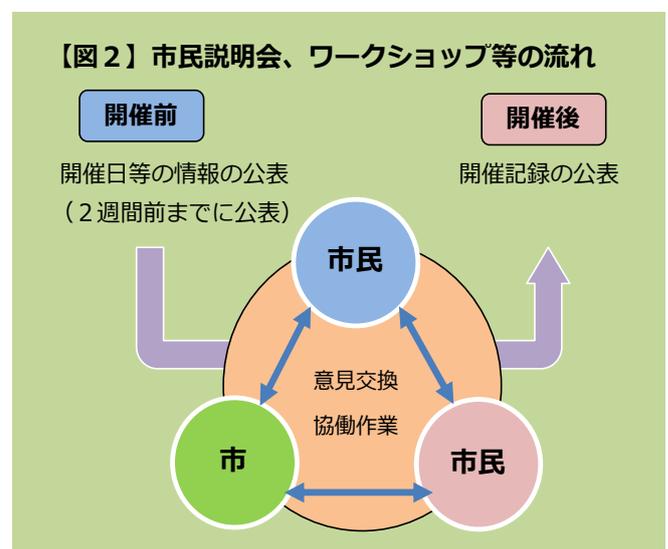
市民説明会は、市の機関が施策を定めるとき、市民に事前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、または討議する方法です。

地域で行う市民説明会は参画しやすく、生活に関わるが多いため市民の関心が高く、直接生の声を聞くことができます。

ワークショップは、市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して案を作りあげていく方法です。

参加者が現場を見ながら議論したり模型を組み立てる中から課題や解決案を見出したりといった参加型体験を通して合意形成を図るため、参画意識

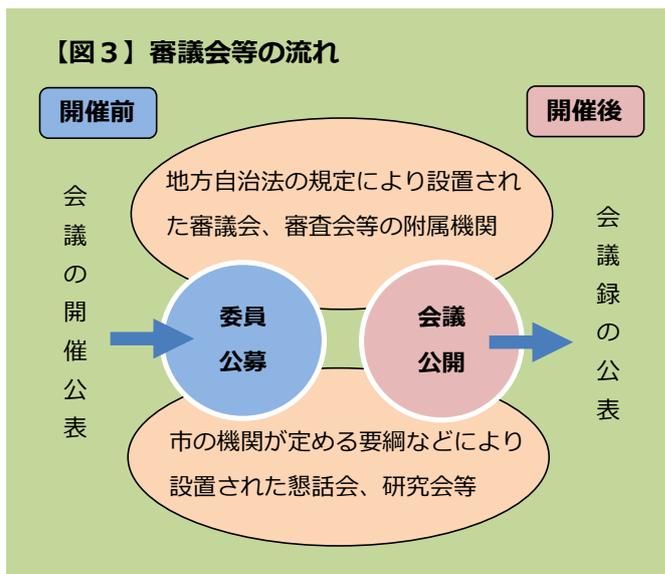
が高まると共に満足度が高いものとなります。（【図2】参照）



(3) 審議会等

審議会等は、審議会、審査会等の附属機関や、市の機関が定める要綱などにより設置された懇話会、研究会等に市の機関が諮問することにより意見などを求める方法です。

審議会等では、行政が一定の委員を選任し、委員の合議による答申・提言等を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができます。（【図 3】参照）



(4) 市の機関が適当と認める方法

市民参画の手法については、時代と共に新しい方法が考えだされ、変化し続けていることから、条例第7条第5号の規定により、効果的であれば、その他の方法を使用できると定められています。

この規定に基づき、市の機関が適当と認め、使用している方法は次の通りです。（【図 4】参照）



■ アンケート

多くの人に同じ質問をして回答を求める調査法で、各種計画の策定過程でよく用いられる方法です。

多種多様な価値観を持つ市民の意向（ニーズ）や、物事の実態を把握・評価するうえで有効です。

■ ヒヤリング

団体・グループや個人に対し聞き取りする方法で、アンケートと並んで各種計画の策定過程でよく用いられる方法です。

聴き手と、調査対象者が顔を合わせることから、相手に調査の目的を説明しやすく、かつ相手の意見をしっかり聞くことが可能です。

■ 公聴会

一般に法律上、開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場を指します。通常、応募者の中から指名された市民が発表する意見を聞く形で開催されます。

行政主導で多様な市民意見を聞く場であり、一般的に質疑応答は行わないという特徴があります。

■ モニター

公募した市民を登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりするもので、ある一定の期間の中で、ヒヤリング対象となる市民・団体などの意見を複数回以上求めることができます。

様々な立場の市民の意見を聴取することができ、

行政では考えつかなかった意見や把握しにくかった実態を知ることができます。

■フォーラム・シンポジウム

フォーラムは、一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会です。

シンポジウムは、一つの話題に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会です。

討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能です。数回にわたり発展的に開催していくことで、意識啓発を継続的・発展的に行うことができます。

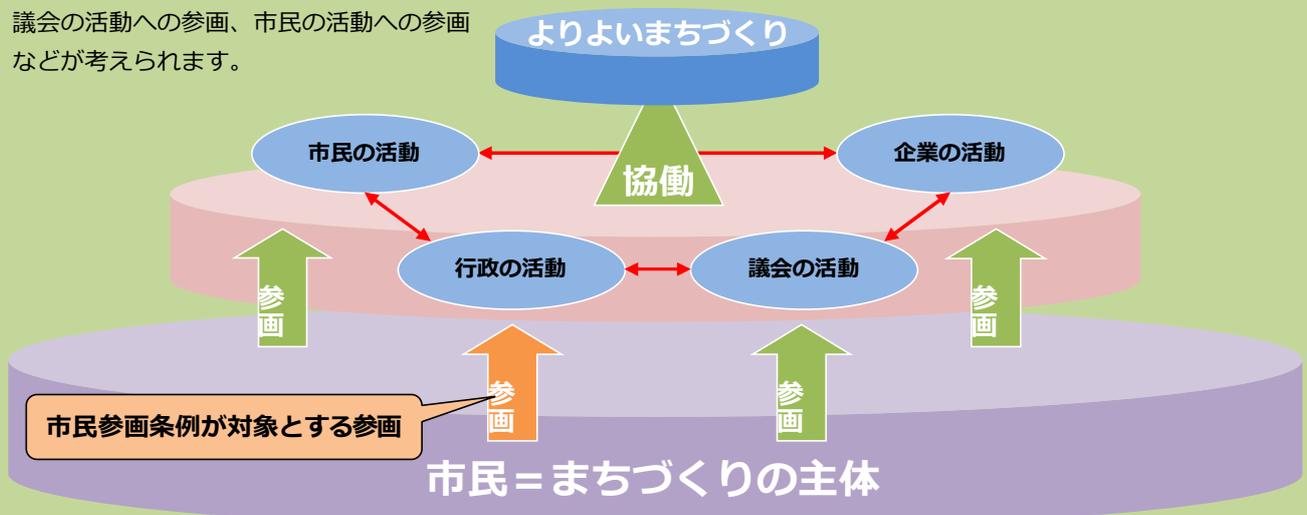
■意見・作文・アイデア等の募集

テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法です。募集方法は、広報紙、チラシ、ポスターなどで広報するほか、事業の対象により学校、事業所、各種団体などに呼びかける場合もあります。

■市民参画のイメージ

市民の皆さんが参画する対象はいろいろあります。行政の活動への参画のほか、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この市民参画条例は、行政(市の機関)の活動への参画を対象にしています。



3 周南市市民参画実施状況の概要

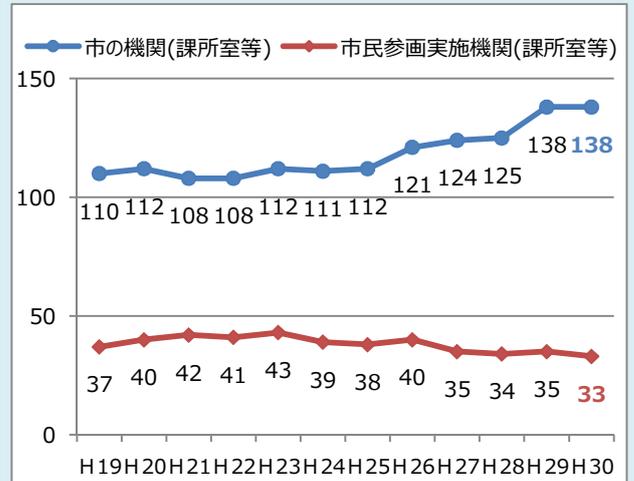
(1) 市民参画に取組んだ課所室等の推移

周南市市民参画条例第 16 条の規定に基づき、市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）に置かれている 138 の課所室等を対象に、平成 30 年度の市民参画実施状況を調査しました。

その結果、33 の課所室等において、市民参画の取組みがありました。前年度の実施状況と比較すると、2 課所室等の減となりました。（【グラフ 1】参照）

現状分析 ▶ 条例制定以降の実施状況

【グラフ 1】市民参画に取組んだ課所室の推移

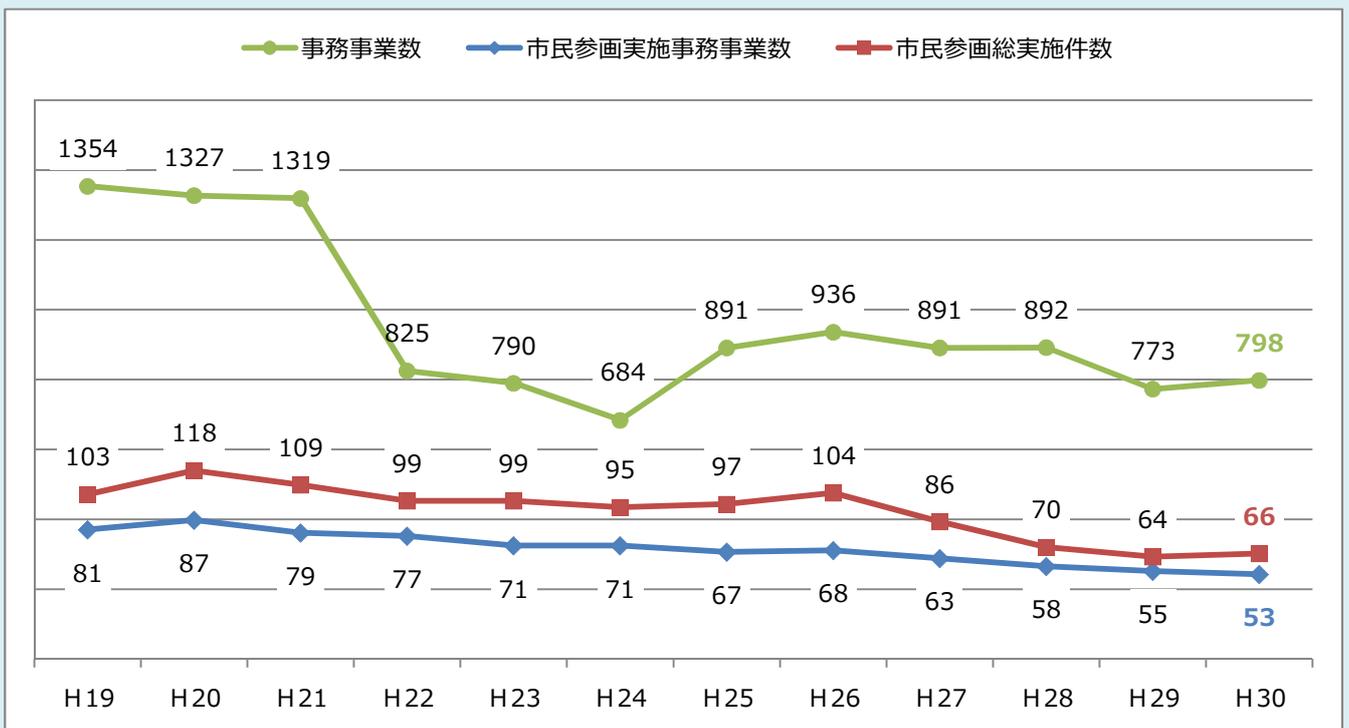


(2) 事務事業（施策）数及び実施件数の推移

平成 30 年度に市が実施した 798 の事務事業のうち、市民参画を実施した事務事業は 53 事業、実施件数は 66 件でした。

昨年度と比較すると、市民参画を実施した事務事業は 2 事業減少となりましたが、実施件数は 2 件増加となりました。（【グラフ 2】参照）

【グラフ 2】市民参画実施状況の推移



平成 30 年度の市民参画実施率は市全体の事務事業の 6.6%でした（【グラフ 3】参照）

市民参画を制定した平成 19 年以降、本市の事務事業数は減少傾向にあります。なお、おむねそれに連動した形で市民参画に取り組む施策数も減少傾向にあります。

一方で、市民参画を実施した事務事業の割合をみると、年度により変化はみられるものの、全体の施策の 6～10%で推移しており、条例制定時と比較して大きな変化はないと考えられます。

【グラフ 3】市民参画実施率の推移



(3) 市民参画条例条項別事務事業（施策）数

周南市市民参画条例第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号では、市民参画の対象とする施策を規定し、第 6 条第 2 項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について規定しています。第 6 条第 3 項では、第 6 条第 1 項により市民参画の対象としない場合と規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。その他第 1 4 条では、市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第 2 章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。

平成 30 年度の市民参画の実施状況を条項別にみると、条例で市民参画の対象としないことと規定されていることから実施した件数は 29 件、その他の法令により実施した件数は 7 件でした。一方、条例第 6 条第 3 項及び第 1 4 条の規定に基づき、実施した件数は 30 件でした。

このことから、市は条例で市民参画の実施が必ずしも定められていない施策についても、積極的に市民参画の対象としていることがうかがえます。（【表 1】参照）

【表 1】市民参画条例条項別事務事業（施策）数

市民参画の対象（条例条項）	施策数	%
市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更（第 6 条第 1 項第 1 号）	27	40.9
市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃（第 6 条第 1 項第 2 号）	0	0
市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃（第 6 条第 1 項第 3 号）	0	0
広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃（第 6 条第 1 項第 4 号）	1	1.5
広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定または変更（第 6 条第 1 項第 5 号）	1	1.5
条例第 6 条 1 項により市民参画を実施しなければならないと規定された施策ではないが、市の所管課の判断により、積極的に市民参画の対象とした施策（第 6 条第 3 項）	28	42.4
条例第 1 4 条の規定に基づき、適切な方法により、広く市民の意識や意見の把握に努めた施策	2	3.0
条例第 6 条及び第 1 4 条の規定以外の法令の規定により市民参画を実施したもの	7	10.7

(4) 市民参画の手法内识别の推移

市民参画の具体的な方法については、周南市市民参画条例第7条に定めており、第1号に「パブリック・コメント」、第2号に「市民説明会」、第3号に「ワークショップ」、第4号に「審議会等」の手法をそれぞれ掲げています。

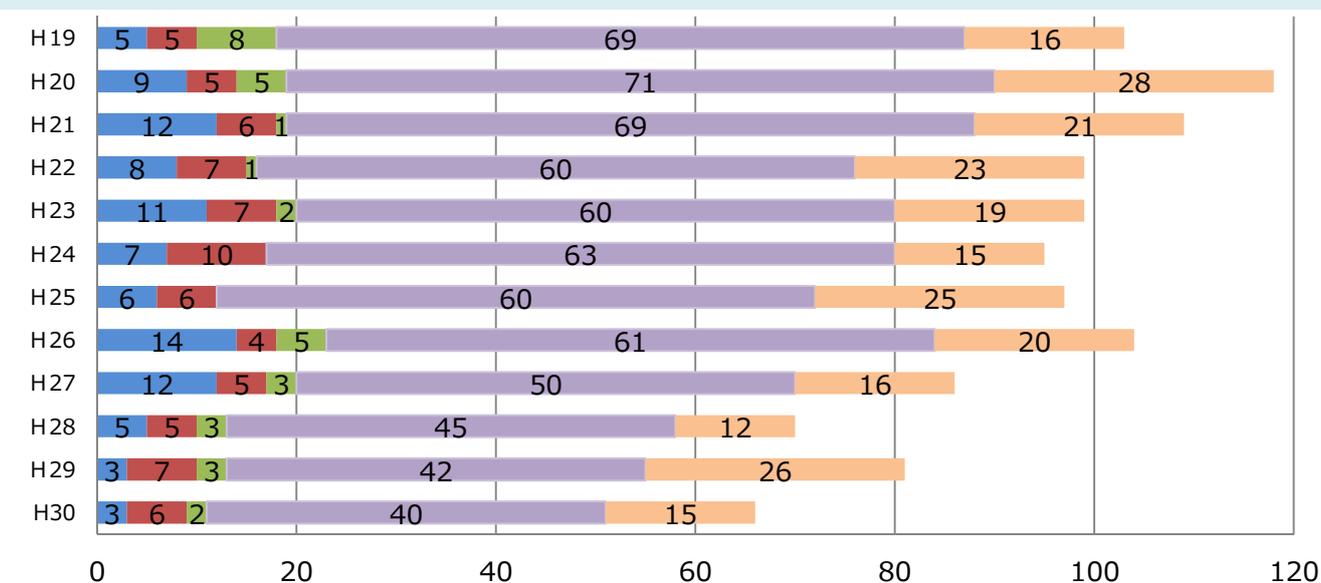
また、市民参画の方法については、時代とともに新しい方法が考え出され、変化し続けていることから、第7条第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

以下のグラフでは、条例制定以降の市民参画の手法別内訳の推移を示しています。

本市の特徴として、市民参画を制定した平成19年以降「審議会等」の手法が多く用いられています。

(【グラフ4】参照)

【グラフ4】市民参画の手法内识别の推移



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
■ パブリックコメント	5	9	12	8	11	7	6	14	12	5	3	3
■ 市民説明会	5	5	6	7	7	10	6	4	5	5	7	6
■ ワークショップ	8	5	1	1	2	0	0	5	3	3	3	2
■ 審議会等	69	71	69	60	60	63	60	61	50	45	42	40
■ その他市の機関が適当と認める方法	16	28	21	23	19	15	25	20	16	12	26	15

4 市民参画手法別実施状況の概要

(1) パブリック・コメント実施状況の推移

平成 30 年度の「パブリック・コメント」の実施件数は 3 件でした。昨年度と比較すると、増減はありませんでした。（【グラフ 5-1 参照】）

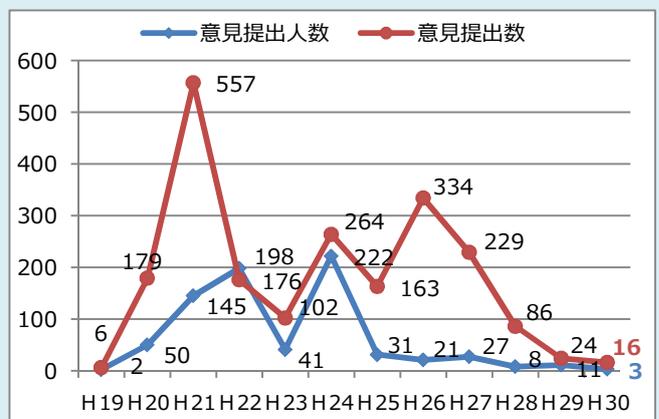
また、意見提出者は 2 人、意見提出数は 16 件でした。昨年度と比較すると、意見提出者は 8 人減少、意見提出数は 8 件減少となっています。（【グラフ 5-2】参照）

現状分析 市民参画手法別実施状況

【グラフ 5-1】パブリック・コメント実施件数の推移



【グラフ 5-2】パブリック・コメント意見提出状況の推移

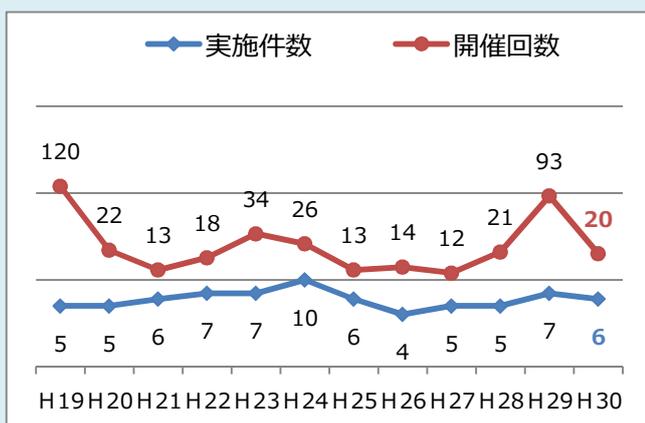


(2) 市民説明会実施状況の推移

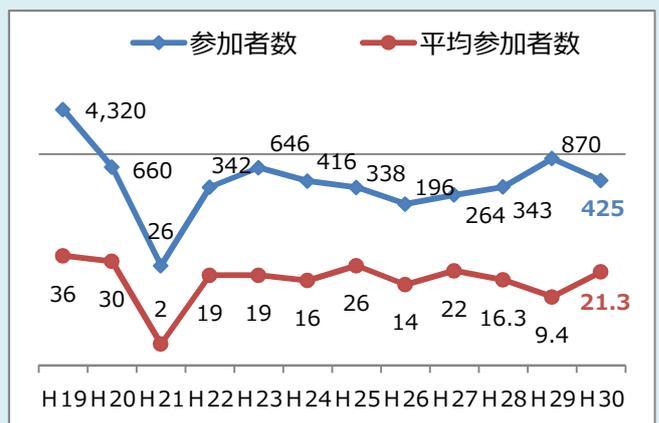
平成 30 年度の市民説明会の実施件数は 6 件、開催回数は 20 回でした。昨年度と比較すると実施件数は 1 件減少、開催回数は 73 回減少となっています。（【グラフ 6-1】参照）

また、市民説明会参加者数は延べ 425 人でした。昨年度と比較すると、445 人減少となっています。1 回当たりの平均参加者数は 21.3 人でした。（【グラフ 6-2】参照）

【グラフ 6-1】市民説明会実施件数の推移



【グラフ 6-2】市民説明会参加者数の推移

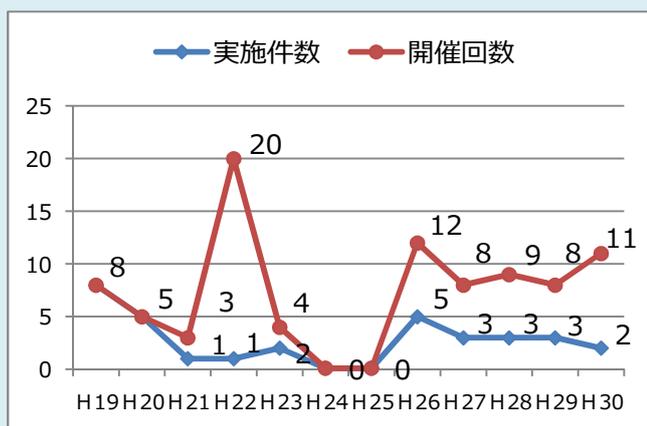


(3) ワークショップ実施状況の推移

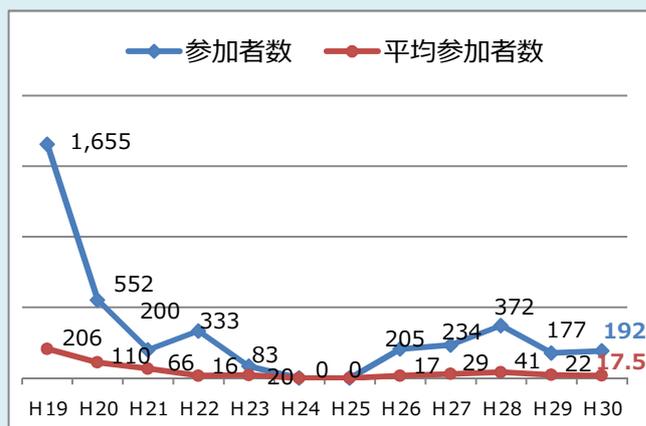
平成30年度の「ワークショップ」の実施件数は2件、実施回数は11回でした。昨年度と比較すると、実施件数は1件の減少となりましたが、開催回数は3回増加となっています。（【グラフ7-1】参照）

また、ワークショップ参加者数は延べ192人でした。昨年度と比較すると、15人増加となっています。1回当たりの平均参加者数は17.5人でした。（【グラフ7-2】参照）

【グラフ7-1】ワークショップ実施件数の推移



【グラフ7-2】ワークショップ参加者数の推移

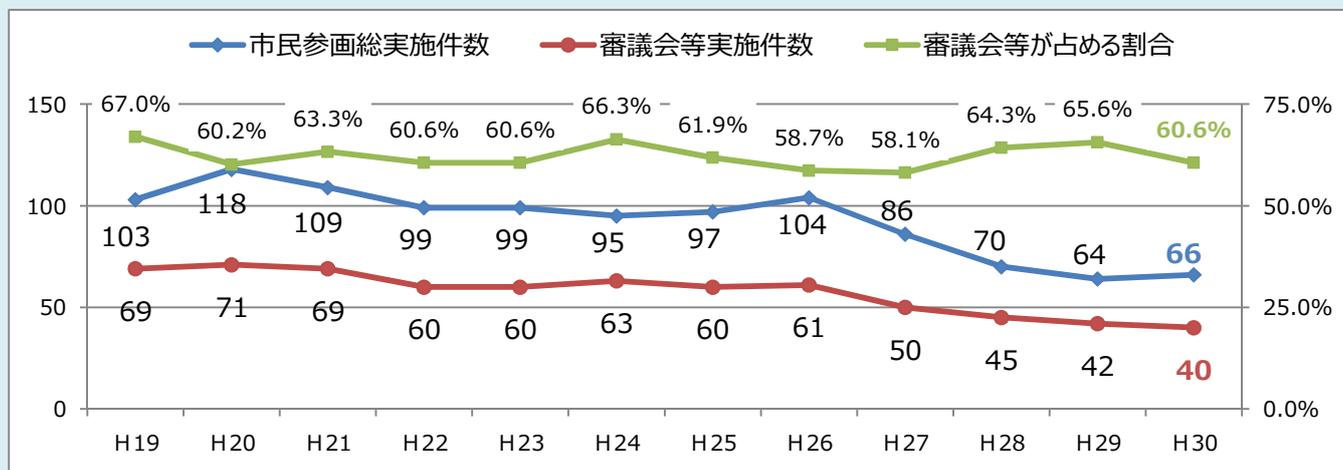


(4) 審議会等実施状況の推移

平成30年度の「審議会等」の実施件数は40件、開催回数は304回でした。昨年度と比較すると2件減少となっています。

審議会等の手法は、審議会等に市の機関が諮問などを行うことにより意見を求める方法として、様々な施策で活用されています。本市では市民参画の手法として最も多く活用されており、平成30年度においては、全体の実施件数66件のうち40件（60.6%）で審議会等の手法が用いられました。（【グラフ8】参照）

【グラフ8】審議会等実施件数の推移



(5) 市の機関が適当と認める方法の手法別実施状況の推移

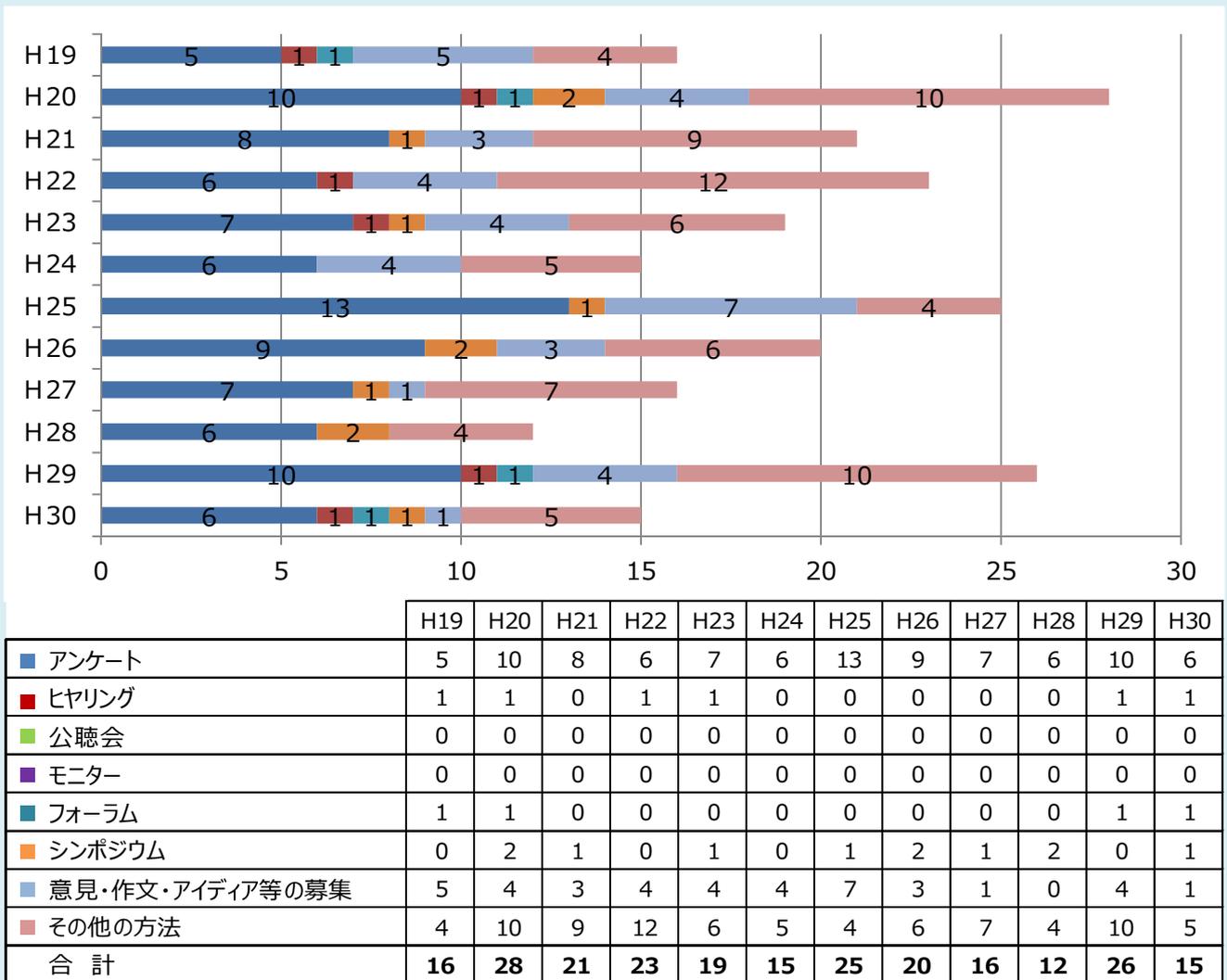
周南市市民参画条例第7条第1項第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

平成30年度の市の機関が適当と認める方法を使用した市民参画実施件数は15件でした。昨年度と比較すると11件減少となっています。

用いられた手法別にみると、「アンケート」6件、「ヒヤリング」1件、「フォーラム」1件、「シンポジウム」1件、「意見・作文・アイデア等の募集」1件、「その他の方法」5件でした。

「公聴会」「モニター」の手法による市民参画の実施はありませんでした。（【グラフ9】参照）

【グラフ9】市の機関が適当と認める方法の手法別実施状況の推移



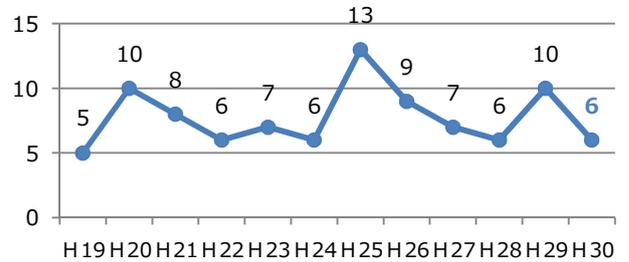
市の機関が適当と認める方法で用いられた手法別の詳細については、次の通りです。

「アンケート」

平成 30 年度の「アンケート」の手法を用いた市民参画実施件数は 6 件、実施回数は 10 回、提出数は 7,918 でした。

主に計画策定やイベント参加者の意向調査などに用いられています。（【グラフ 10】参照）

【グラフ 10】 アンケート(実施件数の推移)

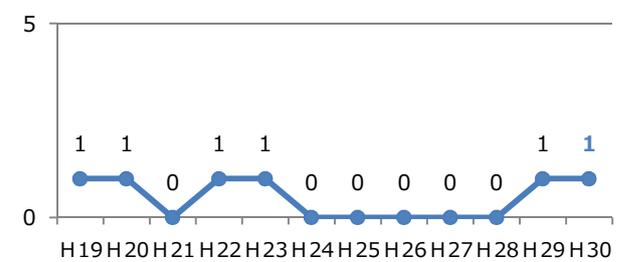


「ヒヤリング」

平成 30 年度の「ヒヤリング」の手法を用いた市民参画実施件数は 1 件、実施回数は 8 回でした。

交通環境整備に係る基本設計に反映されました。（【グラフ 11】参照）

【グラフ 11】 ヒヤリング(実施件数の推移)

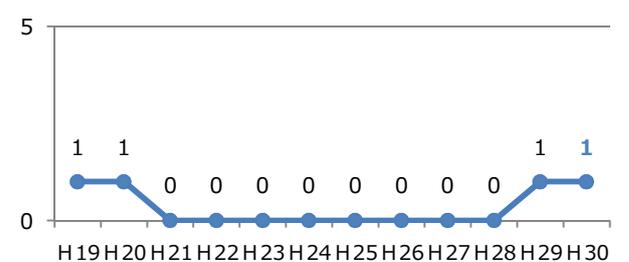


「フォーラム」

平成 30 年度の「フォーラム」の手法を用いた実施件数は 1 件、実施回数は 1 回、参加者は 140 人でした。

子どもの貧困対策に係る討論会で活用されました。（【グラフ 12】参照）

【グラフ 12】 フォーラム(実施件数の推移)

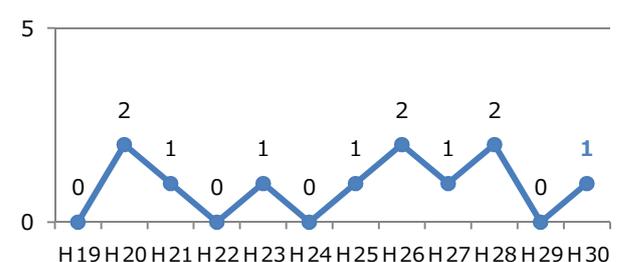


「シンポジウム」

平成 30 年度の「シンポジウム」の手法を用いた実施件数は 1 件、実施回数は 1 回、参加者は 700 人でした。

防災に対する市民の意識啓発を目的に開催されました。（【グラフ 13】参照）

【グラフ 13】 シンポジウム(実施件数の推移)

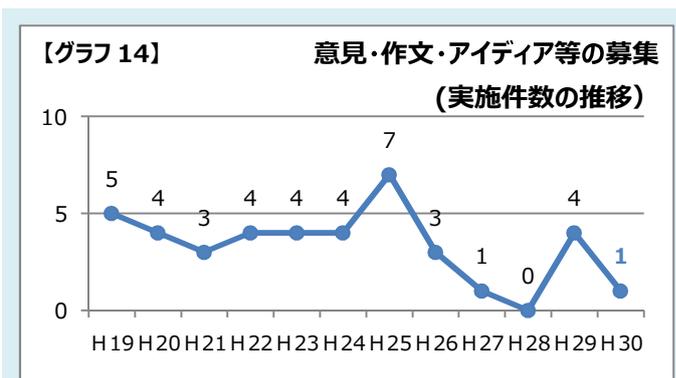


「意見・作文・アイデア等の募集」

平成 30 年度の「意見・作文・アイデア等の募集」の手法を用いた実施件数は 1 件、実施回数は 1 回、提出数は 12 件でした。

第 2 次まちづくり総合計画後期基本計画の策定に向けた意見聴取として用いられました。

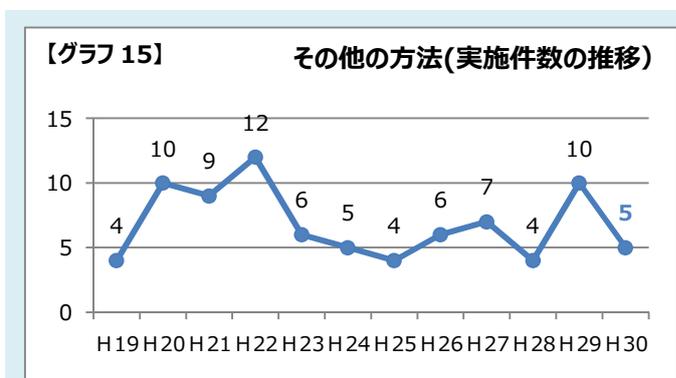
(【グラフ 14】参照)



「その他の方法」

平成 30 年度の「その他の方法」を用いた実施件数は 5 件、実施回数は 32 回でした。

その他の方法として、まちづくり提言制度や市長と語ろう「共にカフェ」、実行委員会、学校運営協議会など様々な手法を用いて、広く市民の意識や意見を把握するよう努めています。(【グラフ 15】参照)



(6) 特徴ある事例・工夫が見られた事例紹介

■ 複数の市民参画の方法を用いた事例

用いた方法「審議会」、「アンケート」、「意見・作文・アイデア等の募集」

【周南市まちづくり総合計画の策定】

第 2 次周南市まちづくり総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民のニーズや満足度、市政に対する考えを「アンケート」により調査、また、周南市の魅力や改善点、5 年後どのようなまちになってほしいか等の「意見を募集」し、「審議会」では、学識経験者や地域代表の市民など、様々な立場・視点から専門性の高い意見を得て、計画の素案づくりに反映させている。(現在も継続中)

■ 複数回市民参画を実施した事例

用いた方法「市民説明会」

【鹿野総合支所施設整備に係る住民説明会】

鹿野総合支所の施設整備方針を地域住民に説明を行った。4 月から 12 月にかけて 9 回開催し、延べ 280 人の参加があった。

【コンパクトなまちと公共交通のあり方に関する住民説明会】

立地適正化計画の居住促進に関する部分を追記した計画策定素案及び公共交通再編の方向性について説明し、意見交換を行った。1 か月間の間に市内 7 会場で開催し、延べ 86 人の参加があった。

■特徴ある事例

用いた方法「その他の方法」

【市長と話そう「共に。カフェ」】

市長と市民が直接対話し、周南市の未来や身近な課題について意見交換することにより、市政をより身近に感じてもらうと共に、市民のアイデアや提案を共有する取組み。平成 30 年度は、市内の若者や女性、中学生、周南市で働く市外出身者など、様々な立場の方を対象に 7 回開催し、延べ 40 人の参加があった。

5 市の職員の人材育成等について

周南市市民参画条例第 17 条では「市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。」と定めています。

これに基づき、市では、市職員の適正な市民参画の推進を目指し、次のとおり職員人材育成に取り組んでいます。

(1) 職員研修の実施

市では、条例制定当初より、市の各課所室に市民参画実施責任者を定め、職員が施策を考え、進めるに当たり、市民参画における場づくりの必要性和意義を考える機会として、職員研修を実施しています。

平成 30 年度は、市民参画実施責任者及び事業担当者を対象に実施し、41 課所室から 59 人の職員が受講しました。

開催日	平成 31 年 1 月 29 日（火）
内容	テーマ「共創の地域づくりに向けた市民参画のあり方について」 講師 酒井 徹也 氏（徳山大学福祉情報学部 准教授）
参加者数	市民参画実施責任者・事業担当者ほか 41 課所室 59 人

(2) 市民参画の方法を有効に運用できる人材の養成

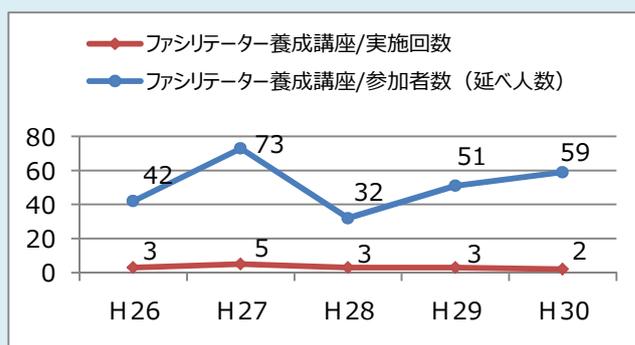
市民参画の方法の一つであり、様々なまちづくりの場面での合意形成に有効であるワークショップを普及していくため、また、様々な会議などの場面で、参加者から意見を引き出し、円滑に会議を進めるうえでファシリテーターの存在は必要不可欠です。

市では平成 26 年度より、ファシリテータースキルを有する職員の養成を目的とした研修を継続的に実施しています。

平成 30 年度は、各市民センター主事及び受講を希望する職員を対象に 2 回実施し、延べ 59 人の職員が受講しました。

これまでの5年間で、延べ257人の職員が受講し、ワークショップや様々な会議の場面でファシリテータースキルを発揮し、市民参画の推進につなげています。
 (【グラフ16】参照)

【グラフ16】 ファシリテーター養成講座実施状況



開催日	内容	参加対象及び参加者数
平成30年5月15日	ファシリテーター養成講座 (基礎編)	市民センター主事・受講希望者 基礎編 / 29人・実践編 / 30人 31課所室 延べ59人参加
平成30年5月23日	ファシリテーター養成講座 (実践編)	

6 全体を通して

市の機関が取り組む施策（事務事業）数は毎年度一定ではなく、社会情勢の変化などの影響を受けて増減しています。

市民参画条例が制定された平成19年以降、幅広い立場の市民が様々な形で市政に参画していますが、実際に参加・参画した市民の数を見ると、条例制定時から飛躍的に増えたとは言えず、市民参画条例の前文にある、この条例の理念を広く市民に周知することこそが、市民参画の推進につながるものと考えます。

このことから、市では市民参画推進審議会からの意見・提言を受け、職員研修の実施や市民参画の方法を有効に運用できる人材の養成に継続的に取り組んでいます。その結果、市民参画を行う際に、より市民が参画しやすいように複数の手法を併用する、開催日の日時に幅を持たせ複数回実施するなどの工夫が見られています。

また、市ホームページを活用して、月毎の市民参画実施スケジュールを取りまとめ、周知活動を行うなど、市民へのPRにも積極的に取り組んでいます。

今後も引き続き、市民参画推進審議会からの意見・提言をもとに、職員への啓発を図るとともに、様々な手法により、各世代に向けたわかりやすい情報提供、周知に努め、市政に関心を持つ市民を増やし、市民参画の手法をより効率的に用いるための工夫を継続して行う事で、持続可能な地域づくりの実現に向けて、市民の皆さんと市が手を携え、豊かで輝きに満ちたまちづくりを推進していきたいと考えています。

7 平成30年度 市民参画実施状況年次報告

市民参画手法別実施状況

所属名称	事業事業名称(予算費目)	名称	根拠条文	66	3	6	2	40	6	1	0	0	1	1	1	1	1	1	5
政策推進部	企画課	企画管理事務費	周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議	第6条第1項第1号															
		まちづくり総合計画策定事業費	周南市まちづくり総合計画審議会	第6条第1項第1号															
		行政改革推進室	周南市のまちづくりに対する意見募集	第6条第1項第1号															
		秘書課	まちづくり提言提言制度	第6条第1項第1号															
		施設マネジメント課	和地域域エゴ事業	第14条															
		行政管理局	和地域域エゴ事業	第6条第3項															
		防犯危機管理課	防犯シナリオ	その他の法令															
		地域づくり推進課	周南市市民参画推進審議会	第6条第3項															
		文化スポーツ課	周南市地域づくり推進協議会	その他の法令															
		観光交流課	周南市地域づくり推進協議会	第6条第3項															
		環境政策課	周南市美術館資料収集委員会	第6条第3項															
		リサイクル推進課	周南市環境基本計画推進委員会	第6条第3項															
		生活安全課	周南市の環境についてのアンケート	第6条第1項第1号															
		人権推進課	周南市一般廃棄物(生活排水)処理基本計画(素案)に対するパブリックコメント	第6条第1項第1号															
		男女共同参画推進室	周南市空家等審議会	第6条第3項															
		地域福祉課	周南市人権推進推進審議会	第6条第3項															
		高齢者支援課	周南市隣保館運営委員会	第6条第3項															
		指導監査室	周南市男女共同参画審議会	第6条第3項															
		こども健康部	地域福祉計画評価委員会	第6条第3項															
			周南市高齢者保健福祉推進会議	第6条第3項															
			周南市介護認定審査会	その他の法令															
			周南市地域自立支援協議会	第6条第1項第4号															
			周南市地域密着型サービス運営委員会	第6条第3項															
			尚白園児童館利用者説明会	第6条第3項															
			東福社児童館利用者説明会	第6条第3項															
			周南市子ども育成支援対策審議会	第6条第1項第1号															
			周南市子ども・子育てニーズ調査	第6条第1項第1号															
			子どもの貧困対策アクションプラン	第6条第3項															
			健康づくり推進協議会	第6条第1項第1号															
			食育推進市民会議	第6条第1項第1号															
			水素利活用推進事業費	第6条第1項第1号															
			地域連携・低炭素水素技術実証事業費	その他の法令															
			周南市地方卸売市場管理一般事務費	第6条第3項															

市民参画実施事業一覧

建設部	所属名称	事業名称(予算費目)	名称	根拠条文	ハブコム	市民説明会	ワークショップ	審議会等	アンケート	ヒヤリング	公聴会	モニター	フォーラム	シンポジウム	懇談・作文・アイデア等の募集	その他			
建設部	道路課	古川跨線橋整備事業費	古川跨線橋大規模更新事業に関する説明会	第6条第1項第1号		○													
		都市政策課	集約型まちづくり推進事業費	周南市立地適正化計画(改定案)に対するパブリックコメント	第6条第1項第1号	○													
	都市整備部	都市政策課	集約型まちづくり推進事業費	周南市都市再生推進協議会	第6条第1項第1号		○		○										
			公共交通ネットワーク形成事業費	住居説明会	第6条第1項第1号		○												
		都市計画課	都市計画一般事務費	都市計画決定に関する説明会	周南市都市計画審議会	第6条第1項第1号		○		○									
			市街地循環線運行実証事業費	周南市の街なか移動実態アンケート	周南市景観審議会	第6条第1項第1号				○									
				交通結節点環境整備事業費	新南陽駅の交通結節点環境整備について意見聴取	周南市の街なか移動実態アンケート	第6条第3項					○							
			建築指導課	建築開発指導事業費	周南市建築審査会	その他の法令					○								
				区画整理課	久米中央土地区画整理一般事務	久米中央土地区画整理評価委員会	その他の法令				○								
			鹿野総合支所 教育部	鹿野、地域政策課	富田西部第一土地区画整理一般事務	富田西部第一土地区画整理審議会	その他の法令				○								
鹿野総合支所整備後付事業	鹿野総合支所施設整備に係る住民説明会	第6条第1項第5号				○													
生涯学習課	青少年育成センター運営事業費	周南市青少年育成センター運営委員会		第6条第3項					○								○		
	成人式開催事業費	成人式実行委員会		第6条第3項					○										
	大田原自然の家管理運営事業費	周南市大田原自然の家運営協議会		第6条第3項					○										
	文化財保護一般事務費	周南市文化財審議会		第6条第3項					○										
	社会教育委員会費	周南市社会教育委員会		第6条第3項					○										
	地域人権教育推進事業	周南市人権教育推進協議会		第6条第1項第1号					○								○		
	学校教育課	コミュニティ・スクール事業費		学校運営協議会	第6条第3項														
	学校給食課	学校給食費一般事業費		周南市立学校給食センター運営審議会	第6条第3項				○										
中央図書館	図書館管理運営費	周南市立図書館協議会	周南市立図書館協議会	第6条第3項				○											
		第三次周南市子供読書活動推進計画策定委員会	第三次周南市子供読書活動推進計画策定委員会	第6条第1項第1号					○										
上下水道局	上下水道高企画調整課	水道事業ビジョン策定事業費	周南市水道事業ビジョン(案)に対するパブリックコメント	第6条第1項第1号	○														

市民参画条例各項目別実施件数

第6条第1項第1号	27
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	1
第6条第1項第5号	1
第6条第3項	28
第14条	2
その他の法令	7

市民参画に用いた方法別実施件数

パブリック	3
市民説明会	6
ワークショップ	2
審議会等	40
アンケート	6
ヒヤリング	1
公聴会	0
モニター	0
フォーラム	1
シンポジウム	1
懇談・作文・アイデア等の募集	1
その他	5

(1) パブリック・コメント

実施件数 3件
 意見提出者数 2人
 意見提出数 16件

第6条第1項第1号	3
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	0
第14条	0
その他の法令	0

施策を定めるときに、その原案を公表することで、広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法。施策の意思決定過程における公平性の確保や透明性の向上を図ることができます。

名称	周南市立地適正化計画（改定素案）に対するパブリック・コメント			
担当部署	都市政策課			
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	2018/6/1	実施後	2018/10/3
公表の方法	市広報、ホームページ			
募集期間	2018/6/4 から 2018/7/3 まで			
対象者	市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体			
意見提出数	1人 / 2件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

名称	周南市水道事業ビジョン（素案）に対するパブリック・コメント			
担当部署	上下水道局企画調整課			
事務事業名	水道事業ビジョン策定事業費			
根拠条例	第6条第1項第1号			
公表日	実施前	2018/11/5	実施後	2018/12/17
公表の方法	ホームページ			
募集期間	2018/11/5 から 2018/12/4 まで			
対象者	市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体			
意見提出数	0件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

名 称	周南市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画(素案)に対するパブリック・コメント			
担当部署	リサイクル推進課			
事務事業名	ごみ対策推進事業費			
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号			
公表日	実施前	2018/11/27	実施後	2019/1/31
公表の方法	ホームページ			
募集期間	2018/11/27 から 2018/12/28 まで			
対象者	市内にお住まいの方、市内の事務所又は事業所に勤務されている方、市内の学校に在学中の方、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体			
意見提出数	1 人 / 14 件			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	高	意見をもとに、計画の見直しにつながった。	

(2) 市民説明会

実施件数 6件
 開催回数 20回
 参加者数 延べ 425人

第6条第1項第1号	3
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	1
第6条第3項	2
第14条	0
その他の法令	0

施策を定めるときに、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取しまたは討議する方法。地域で行う市民説明会は参画しやすく、生活に関わることが多いため市民の関心が高く、直接生の声を聞くことができます。

名称	鹿野総合支所施設整備に係る住民説明会		
担当部署	鹿野総合支所 地域政策課		
事務事業名	鹿野総合支所整備検討事業		
根拠条例	第6条第1項第5号		
開催目的	鹿野総合支所の施設整備方針を住民に説明するため。		
公表日	実施前	-	実施後 平成30年12月22日
公表の方法	-		
開催日 場所	2018/4/27・5/18・5/23・6/15・6/28・7/2・7/11・8/6・12/22 コアプラザかその他		
対象者・参加者数	鹿野地区住民 (延べ) 280人		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	多様な意見あり

名称	コンパクトなまちと公共交通のあり方に関する住民説明会		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費 公共交通ネットワーク形成事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
開催目的	立地適正化計画の居住促進に関する部分を追記した計画改定素案及び公共交通再編の方向性について説明し、意見交換を行う。		
公表日	実施前	平成30年6月1日	実施後 -
公表の方法	市広報、ホームページ、掲示板		
開催日 場所 参加者数	2018/6/18 徳山保健センター 6人 2018/6/19 須々万市民センター別館 7人 2018/6/21 ソレーネ周南 21人 2018/6/22 学び交流プラザ 11人 2018/6/25 コアプラザ鹿野 6人 2018/6/26 ゆめプラザ熊毛 14人 2018/6/27 久米市民センター 21人		
対象者	どなたでも		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	コンパクトプラスネットワークについて考える機会を提供できた。

名 称	古川跨線橋大規模更新事業に関する説明会			
担当部署	道路課			
事務事業名	古川跨線橋整備事業費			
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号			
開催目的	古川跨線橋の架け替えについて事業スケジュールや周辺環境の影響対策を実施			
公表日	実施前	2018/12/19	実施後	2019/2/19
公表の方法	案内文送付			
開催日・場所	2019/1/17 学び交流プラザ 交流室 4			
対象者・参加者数	富田東地区自治会長 27 人			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	中		

名 称	尚白園児童館利用者説明会			
担当部署	次世代支援課			
事務事業名	児童館運営事業費			
根拠条例	第 6 条第 3 項			
開催目的	尚白園児童館の閉館とその後の施設の活用について説明を実施し、意見交換を行うため。			
公表日	実施前	-	実施後	2019/2/25
公表の方法	市ホームページ			
開催日・場所	2019/2/24 尚白園			
対象者・参加者数	尚白園児童館利用者 9 人			
所管課評価	妥当性	可	直接、利用者の意見を聞く機会が必要だったため。	
	効果	中	様々な立場からの意見をいただいたが、人数が少なかった。	

名 称	都市計画決定に関する説明会			
担当部署	都市政策課			
事務事業名	都市計画一般事務費			
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号			
開催目的	周南都市計画高度利用地区および第一種市街地再開発事業の決定について説明し、意見を幅広く徴取するため			
公表日	実施前	2019/2/15	実施後	-
公表の方法	市広報、ホームページ			
開催日・場所	2019/2/25 周南市役所			
対象者・参加者数	どなたでも 15 人			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	高	公聴会の開催に向け、都市計画決定の内容について説明することが出来た。	

名 称	東福祉館児童館利用者説明会			
担当部署	次世代支援課			
事務事業名	児童館運営事業費			
根拠条例	第 6 条第 3 項			
開催目的	東福祉館児童館の閉館とその後の施設の活用について説明を実施し、意見交換を行うため。			
公表日	実施前	-	実施後	2019/3/14
公表の方法	市ホームページ			
開催日・場所	2019/3/13 東福祉館			
対象者・参加者数	東福祉館児童館利用者 8 人			
所管課評価	妥当性	可	直接、利用者の意見を聞く機会が必要だったため。	
	効果	中	様々な立場からの意見をいただいたが、人数が少なかった。	

(3) ワークショップ

実施件数 2件
 開催回数 11回
 参加者数 延べ 192人

第6条第1項第1号	0
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	2
第14条	0
その他の法令	0

施策を定めるときに、市民と市の機関、または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して案を作り上げていく方法。参加者が議論を交わす中で課題や解決案を見出し、合意形成を図るため、参加意識が高まるとともに満足度が高まります。

名称	和田地域モデル事業地元協議			
担当部署	施設マネジメント課			
事務事業名	公共施設マネジメント推進事業費			
根拠条例	第6条第3項			
開催目的	和田地域の公共施設の再配置について、方向性を検討・決定していくため、地域住民と協議を実施			
対象者	和田の里づくり推進協議会			
公表日	実施前	-	実施後	-
公表の方法	-			
開催日 場 所 参加者数	① 2018/4/12 和田市民センター 12人 ② 2018/5/8 和田市民センター 19人 ③ 2018/7/19 和田市民センター 15人 ④ 2018/10/11 和田市民センター 16人			
所管課評価	妥当性	可	コミュニティ協議会との協議により、地域の考えや意見を効率的に確認できた。	
	効果	高	公共施設の老朽化問題について情報の共有化が図られた。	

名称	遠石市民センター整備検討会議			
担当部署	地域づくり推進課			
事務事業名	市民センター整備事業費			
根拠条例	第6条第3項			
開催目的	遠石市民センターの建替えに伴い、地域団体や地区住民の意見を集約し、施設整備に反映させる。			
対象者	遠石地区の主な団体、市民センター利用団体、地区住民			
公表日	実施前	-	実施後	-
公表の方法	-			
開催日 場 所 参加者数	① 2018/6/26 遠石市民センター 21人 ② 2018/7/11 遠石市民センター 19人 ③ 2018/7/25 遠石市民センター 18人 ④ 2018/8/8 遠石市民センター 18人 ⑤ 2018/9/12 遠石市民センター 18人 ⑥ 2018/10/10 遠石市民センター 18人 ⑦ 2018/11/14 遠石市民センター 18人			
所管課評価	妥当性	可		
	効果	高	地域の拠点施設である市民センターの設計に、住民や利用団体の意見・要望を効果的に反映することができた。	

(4) 審議会等

実施件数 40件
開催回数 304回

第6条第1項第1号	16
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	1

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	17
第14条	0
その他の法令	6

審議会、審査会等の附属機関や、市の機関が定める要綱などにより設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問などを行うことにより意見を求める方法。会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整を図ることができる。

名称	周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議		
担当部署	企画課		
事務事業名	企画管理事務費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けるため		
開催実績・委員総数	2回 / 9人	委員の公募	無（有識者から専門的な視点の意見や提案を受けるため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

名称	周南市まちづくり総合計画審議会		
担当部署	企画課		
事務事業名	まちづくり総合計画策定事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	周南市まちづくり総合計画に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するため		
開催実績・委員総数	1回 / 32人	委員の公募	有（7人）21.9%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者や公共的団体の代表者など、様々な立場や視点から専門的な見識による意見が得られた。

名称	周南市行政改革審議会		
担当部署	企画課(行政改革推進室)		
事務事業名	行政改革関係費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	行財政改革大綱に関し、市長の諮問に応じて調査及び審議を行うことを目的に設置		
開催実績・委員総数	4回 / 12人	委員の公募	有（3人）25.0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者や地域代表の市民など、様々な立場・視点から専門性の高い意見が得られたため。

名 称	周南市政治倫理審査会		
担当部署	行政管理課		
事務事業名	政治倫理審査会費		
根拠条例	その他の法令		
設置目的（審議内容）	政治倫理に関する審査、調査等を行うため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置		
開催実績・委員総数	2 回 / 7 人	委員の公募	有（2 人）29.0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	有識者及び有権者双方の意見を集約できることから。
	効果	高	政治倫理を守る一般予防として機能した。

名 称	周南市情報公開・個人情報保護審査会		
担当部署	行政管理課		
事務事業名	情報公開事務費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	公文書開示、個人情報開示に関する不服申立て事項や市の個人情報の取扱いについて調査及び審議するため設置		
開催実績・委員総数	4 回 / 5 人	委員の公募	無（所掌事務に照らし委員の公募が適当でないため）
会議の公開	非公開（周南市情報公開・個人情報保護審査会条例第 11 条に該当するため）		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	周南市市民参画推進審議会		
担当部署	地域づくり推進課		
事務事業名	市民参画推進事業費		
根拠条例	その他の法令		
設置目的（審議内容）	市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため。		
開催実績・委員総数	4 回 / 15 人	委員の公募	有（2 人）13.3%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性及び様々な立場や視点の意見が求められることから。
	効果	高	市民参画の推進に向けて、学識経験者や地域代表の市民など、様々な立場の方から効果的な意見が得られた。

名称	地域づくり推進協議会		
担当部署	地域づくり推進課		
事務事業名	地域づくり支援事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市地域づくり推進計画等の実施状況の評価に関する事項や、施策に関する意見を聴取するため。		
開催実績・委員総数	2回 / 12人	委員の公募	有（1人）8.3%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性及び様々な立場や視点の意見が求められることから。
	効果	高	地域づくりの推進に向けて、学識経験者や地域代表の市民など、様々な立場の方から効果的な意見が得られた。

名称	周南市美術博物館資料収集委員会		
担当部署	文化スポーツ課		
事務事業名	美術博物館資料収集事業		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市美術博物館の資料等の収集にあたり、当該資料等の円滑かつ適正な選定・評価を行うため。		
開催実績・委員総数	1回 / 6人	委員の公募	無（所掌事務に照らし委員の公募が適当でないため）
会議の公開	非公開（寄贈作品を含む作品の評価（真贋・評価額等）を審査するもので公開に適さない）		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	周南市美術博物館の資料等の収集に反映。

名称	周南市環境基本計画推進委員会		
担当部署	環境政策課		
事務事業名	環境基本計画推進事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	周南市環境基本計画を推進するための総合的な調整及び進行管理を行うため設置		
開催実績・委員総数	2回 / 19人	委員の公募	有（3人）15.8%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名 称	周南市ごみ対策推進審議会		
担当部署	リサイクル推進課		
事務事業名	ごみ対策推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関し市長の諮問に応じ調査、審議すること。		
開催実績・委員総数	3 回 / 18 人	委員の公募	有（2 人） 11.1%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	周南市空家等審議会		
担当部署	生活安全課		
事務事業名	空家対策関係事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	特定空家等の判定及び特定空家等に関する勧告、命令、代執行について審議するために設置		
開催実績・委員総数	1 回 / 6 人	委員の公募	無（専門的な知識が必要なため）
会議の公開	非公開（会議内容に個人情報が含まれるため）		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた

名 称	周南市人権施策推進審議会		
担当部署	人権推進課		
事務事業名	人権推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議する		
開催実績・委員総数	1 回 / 16 人	委員の公募	有（2 人） 12.5%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名 称	周南市隣保館運営委員会		
担当部署	人権推進課		
事務事業名	隣保館運営事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議する		
開催実績・委員総数	1 回 / 10 人	委員の公募	無（所掌事務に照らし委員の公募が適当でないため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名 称	周南市男女共同参画審議会		
担当部署	人権推進課(男女共同参画推進室)		
事務事業名	男女共同参画推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議する		
開催実績・委員総数	1 回 / 15 人	委員の公募	有（0 人）0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名 称	地域福祉計画評価委員会		
担当部署	地域福祉課		
事務事業名	社会福祉総務一般事務費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	地域福祉計画の評価に当たり、広く市民の意見を反映させるために設置		
開催実績・委員総数	1 回 / 8 人	委員の公募	無（各専門分野団体からの推薦等により選出するため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。
	効果	中	

名称	周南市地域包括支援センター運営協議会		
担当部署	地域福祉課		
事務事業名	地域包括支援センター運営事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を反映させ、地域包括支援センターの中立・公正な運営を確保するため。		
開催実績・委員総数	3回 / 15人	委員の公募	有（3人）20.0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	専門職だけでなく、一般市民の考えを取り入れる貴重な機会となっている。
	効果	中	

名称	周南市高齢者保健福祉推進会議		
担当部署	高齢者支援課		
事務事業名	老人福祉一般事務費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定		
開催実績・委員総数	1回 / 15人	委員の公募	有（3人）20.0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性や市民の意見が求められることから。 学識経験者や福祉医療関係者の専門的な見識による意見や、被保険者（市民）の意見を計画策定に反映できた。
	効果	高	

名称	周南市介護認定審査会		
担当部署	高齢者支援課		
事務事業名	介護認定審査会費		
根拠条例	その他の法令		
設置目的（審議内容）	公正・公平な介護認定のため設置		
開催実績・委員総数	212回 / 70人	委員の公募	無（専門知識を要するため）
会議の公開	非公開（個人情報を含むため）		
所管課評価	妥当性	高	高い専門性が求められることから。 学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。
	効果	高	

名 称	周南市地域自立支援協議会		
担当部署	障害者支援課		
事務事業名	地域自立支援協議会運営事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 4 号		
設置目的（審議内容）	地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、広く市民の意見を反映するため。		
開催実績・委員総数	2 回 / 16 人	委員の公募	有（3 人）18.8%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	周南市地域密着型サービス運営委員会		
担当部署	指導監査室		
事務事業名	介護保険一般事務費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため。		
開催実績・委員総数	3 回 / 15 人	委員の公募	有（3 人）20.0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者、医療・福祉関係者等から専門性の高い意見が得られた。

名 称	周南市子ども育成支援対策審議会		
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	児童福祉総務一般事務費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	次世代育成支援対策及び青少年健全育成の推進に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するために設置		
開催実績・委員総数	2 回 / 12 人	委員の公募	有（3 人）25.0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	外部機関や支援者などからの意見も必要であるから。
	効果	高	子育て支援に携わる立場から有益な意見が得ることができた。

名 称	健康づくり推進協議会		
担当部署	健康づくり推進課		
事務事業名	健康推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	市民、行政、関係団体が一体となり健康づくりの推進を図る		
開催実績・委員総数	2 回 / 14 人	委員の公募	有（4 人）28.0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	各専門分野の意見が求められることから。
	効果	中	

名 称	食育推進市民会議		
担当部署	食育推進市民会議		
事務事業名	食育推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	市民と協働し、食育に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る		
開催実績・委員総数	3 回 / 15 人	委員の公募	有（3 人）20.0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	各専門分野の意見が求められることから。
	効果	中	

名 称	周南市水素利活用協議会		
担当部署	商工振興課		
事務事業名	水素利活用推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	市における水素エネルギーの利活用について必要な協議を行うため		
開催実績・委員総数	1 回 / 21 人	委員の公募	無（所掌事務に照らし委員の公募が適当でないため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	学識経験者や企業等から、専門的な見識による意見が得られた。
	効果	高	

名称	周南市地方卸売市場運営審議会		
担当部署	農林課（地方卸売市場）		
事務事業名	地方卸売市場管理一般事務費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市地方卸売市場の青果部、花卉部の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するために設置		
開催実績・委員総数	1回 / 15人	委員の公募	有（1人）6.7%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	市場の運営に関し市場内外から意見を求めることから。
	効果	中	市場関係者だけでなく、消費者目線での意見が得られた。

名称	周南市都市再生推進協議会		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	集約型まちづくり推進事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	立地適正化計画の策定及び推進のため。		
開催実績・委員総数	1回 / 15人	委員の公募	有（1人）6.7%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者等の専門的な見識による意見が得られた。

名称	周南市都市計画審議会		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	都市計画一般事務費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
設置目的（審議内容）	都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため。		
開催実績・委員総数	1回 / 18人	委員の公募	有（2人）11.1%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者等の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	周南市景観審議会		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	都市計画一般事務費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	良好な景観の形成に関する重要な事項等について審議するため。		
開催実績・委員総数	1 回 / 6 人	委員の公募	無（所掌事務に照らし委員の公募が適当でないため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	学識経験者等の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	周南市建築審査会		
担当部署	建築指導課		
事務事業名	建築開発指導事業費		
根拠条例	その他の法令		
設置目的（審議内容）	建築基準法に規定する同意等についての議決を行うとともに、諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するために設置		
開催実績・委員総数	4 回 / 5 人	委員の公募	無（行政処分に関する審議等を行うため、専門分野の各団体からの推薦による委員委嘱としている）
会議の公開	部分公開（情報公開条例第 7 条第 1 項 1 号の不開示情報が含まれていたため）		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	各分野の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	久米中央土地区画整理評価委員会		
担当部署	区画整理課		
事務事業名	久米中央土地区画整理一般事務費		
根拠条例	その他の法令		
設置目的（審議内容）	清算金若しくは保留地価格の意見を聞くため		
開催実績・委員総数	1 回 / 5 人	委員の公募	無（周南市土地区画整理評価委員会規則第 3 条の規定により学識経験者 4 人、土地区画整理審議会より 1 人を市長が選任するため）
会議の公開	部分公開（個人情報が含まれるため）		
所管課評価	妥当性	可	区画整理法により保留地売却する際には、評価委員会の意見を聞くこととなっているため
	効果	高	学識経験者の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	富田西部第一土地区画整理審議会		
担当部署	区画整理課		
事務事業名	富田西部第一土地区画整理一般事務費		
根拠条例	その他の法令		
設置目的（審議内容）	換地設計、仮換地指定に関する意見を聞くため		
開催実績・委員総数	1回 / 8人	委員の公募	無（委員になる事が出来る資格が限定されているため※区画整理区域内の土地所有者若しくは借地権者）
会議の公開	部分公開（個人情報が含まれるため）		
所管課評価	妥当性	可	区画整理法により設置が義務付けられている
	効果	高	地権者の選挙により選出されるため、地元の理解が得られる

名 称	周南市青少年育成センター運営委員会		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	青少年育成センター運営事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市青少年育成センターの円滑な運営を行なうため		
開催実績・委員総数	2回 / 17人	委員の公募	無（所掌事務に照らし委員の公募が適当でないため）
会議の公開	部分公開（個人情報に関する部分があるため）		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	周南市大田原自然の家運営協議会		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	大田原自然の家管理運営事業費		
根拠条例	第6条第3項		
設置目的（審議内容）	周南市大田原自然の家の基本的な方針、利用促進、運営内容等について協議するため		
開催実績・委員総数	1回 / 7人	委員の公募	無（所掌事務に照らし委員の公募が適当でないため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	周南市文化財審議会		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	文化財保護一般事務費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審査を行うために設置		
開催実績・委員総数	1 回 / 6 人	委員の公募	無（所掌事務に照らし委員の公募が適当でないため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	周南市社会教育委員会議		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	社会教育委員会費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	社会教育行政に広く市民の意見を反映させる		
開催実績・委員総数	2 回 / 11 人	委員の公募	有（1 人）9.1%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	高い専門性が求められることから
	効果	高	委員の専門的な見識による意見が得られた。

名 称	周南市人権教育推進協議会		
担当部署	人権教育課		
事務事業名	地域人権教育推進事業		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	人権教育を総合的かつ効果的に推進するため		
開催実績・委員総数	2 回 / 20 人	委員の公募	有（2 人）10.0%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名 称	周南市立学校給食センター運営審議会		
担当部署	学校給食課		
事務事業名	学校給食費一般事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	給食費の額に決定に関する事、給食物資の購入計画に関する事、その他給食センターの運営に関する事を審議するために設置		
開催実績・委員総数	2 回 / 19 人	委員の公募	無（各団体（小中校長会、PTA）から推薦を受けた方で構成されているため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名 称	周南市学校給食センター給食協議会		
担当部署	学校給食課		
事務事業名	学校給食費一般事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するために設置		
開催実績・委員総数	21 回 / 48 人	委員の公募	無（各学校給食センター加入校（給食担当者、PTA）から推薦を受けた方で構成されているため）
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名 称	周南市立図書館協議会		
担当部署	中央図書館		
事務事業名	図書館管理運営費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
設置目的（審議内容）	図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、協議するために設置		
開催実績・委員総数	2 回 / 11 人	委員の公募	有（2 人）18・2%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名 称	第三次周南市子供読書活動推進計画策定委員会		
担当部署	中央図書館		
事務事業名	図書館管理運営費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
設置目的（審議内容）	子供達が、一人ひとりの発達段階に応じて読書を楽しみ、読書の習慣を身に付けることができるよう、家庭、地域、学校など社会全体が連携・協働して、子供の読書環境を整備する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的とし計画を策定するため		
開催実績・委員総数	2 回 / 9 人	委員の公募	有（1 人） 11.1%
会議の公開	公開		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

(5) 市の機関が適当と認める手法

実施件数 6件
 実施回数 10回
 提出数 7,918件

第6条第1項第1号	4
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	1
第14条	0
その他の法令	1

■「アンケート」

多くの人に同じ質問を出して回答を求める調査方法。多種多様な価値観を持つ市民の意向（ニーズ）や物事の実態を把握・評価することができる。

名称	燃料電池自動車カーシェアリング利用者アンケート		
担当部署	商工振興課		
事務事業名	地域連携・低炭素水素技術実証事業費		
根拠条例	その他の法令		
実施目的	利用形態や燃費の把握、FCV や水素関連の意識調査のため		
募集期間	2018/4/16 から 2019/3/29 まで		
対象者	市民・市内に通勤通学する人		
対象者数・提出数	168 人 / 168 件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名称	周南市の街なか移動実態アンケート		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	市街地循環線運行実証事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
実施目的	来街者の交通行動や消費行動、市街地循環バスの認知度等を把握する		
募集期間	2018/5/7 から 2018/5/21 まで		
対象者	高校生以上の男女		
対象者数・提出数	- / 407 件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名称	周南市 市民アンケート調査		
担当部署	企画課		
事務事業名	まちづくり総合計画策定事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
実施目的	第 2 次周南市まちづくり総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民のニーズや満足度、市政に対する考えを調査し、計画策定の基礎資料とするため		
募集期間	2018/9/18 から 2018/10/12 まで		
対象者	市内に在住する 18 歳以上の方の中から、地区・性別等を考慮して無作為に抽出した方		
対象者数・提出数	3,000 人 / 1,306 件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	多様な市民のニーズ等を把握することができた。

市の機関が適当と認める方法「アンケート」

名 称	周南市の環境についての市民アンケート調査		
担当部署	環境政策課		
事務事業名	環境基本計画推進事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
実施目的	周南市の環境や将来の環境について意識調査のため		
募集期間	① 2018/9/18 から 2018/10/12 まで ② 2018/9/1 から 2018/9/30 まで ③ 2018/9/1 から 2018/9/30 まで ④ 2018/10/1 から 2018/10/31 まで ⑤ 2018/10/1 から 2018/10/31 まで		
対象者	① 市内に在住する 18 歳以上の方の中から、地区・性別等を考慮して無作為に抽出した方 ② 小学 5 年生、中学 2 年生 ③ 小・中学校勤務教員 ④ 市内事業者 ⑤ 市内団体		
対象者数・提出数	① 3,000 人 / 1,306 件 ② 828 人 / 806 件 ③ 239 人 / 200 件 ④ 690 社 / 268 件 ⑤ 65 団体 / 40 件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	多様な市民のニーズ等を把握することができた。

名 称	読書についてのアンケート		
担当部署	中央図書館		
事務事業名	図書館管理運営事業費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
実施目的	子供達が、一人ひとりの発達段階に応じて読書を楽しみ、読書の習慣を身に付けることができるよう、家庭、地域、学校など社会全体が連携・協働して、子供の読書環境を整備するため		
募集期間	2018/9 月上旬から 2018/9 月下旬まで		
対象者	市立小学校の児童（4 年生） 市立中学校の生徒（2 年生） 市内高等学校の生徒（2 年生） 市内幼稚園・保育園園児の保護者 市立小学校の児童（4 年生）の保護者 市立中学校の生徒（2 年生）の保護者		
対象者数・提出数	1,630 人 / 1,500 件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

名 称	周南市子ども・子育てニーズ調査		
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	児童福祉総務一般事務費		
根拠条例	第 6 条第 1 項第 1 号		
実施目的	子ども・子育て支援制度に基づく「第 2 期周南市子ども・子育て支援事業計画」を策定するため		
募集期間	2019/1/21 から 2019/2/28 まで		
対象者	周南市民		
対象者数・提出数	4,000 人 / 1,917 件		
所管課評価	妥当性	可	計画を策定するにあたり、市民のニーズを把握する必要があるため。
	効果	高	市民のニーズを把握することができた。

■「ヒヤリング」

実施件数 1件
 実施回数 8回
 対象者 8団体

第6条第1項第1号	0
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	1
第14条	0
その他の法令	0

団体・グループや個人に対し聴き取りする方法で、各種計画の策定過程で良く用いられる方法。聴き手と調査対象者が顔を合わせることから、相手に調査の目的を説明しやすく、かつ相手の意見を聴取しまたは討議することができる。

名称	新南陽駅の交通結節点環境整備について意見聴取		
担当部署	都市政策課		
事務事業名	交通結節点環境整備事業費		
根拠条例	第6条第3項		
実施目的	交通結節点環境整備に対する関係者の意見を把握するため		
実施日時・場所	① 2019/1/7 富田タクシー事務所 ② 2019/1/7 市役所本庁舎 ③ 2019/1/8 周南近鉄タクシー事務所 ④ 2019/1/8 新南陽総合鉄道部事務所 ⑤ 2019/1/8 大河内公民館 ⑥ 2019/1/10 連合会長宅 ⑦ 2019/1/16 自治会長宅 ⑧ 2019/2/1 新南陽商工会議所		
対象者・参加者数	① 富田タクシー(株) / - ② 防長交通(株) / - ③ 周南近鉄タクシー(株) / - ④ 日本貨物鉄道(株)新南陽総合鉄道部 / - ⑤ 周南市身体障害者団体連合会 / - ⑥ 新南陽自治会連合会 / - ⑦ 清水自治会 / - ⑧ 新南陽商工会議所 / -		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

■「フォーラム」

実施件数 1件
 実施回数 1回
 参加者数 140人

第6条第1項第1号	0
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	1
第14条	0
その他の法令	0

一つの問題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会。討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を高めることができる。

名称	子どもの貧困対策マッチングフォーラム		
担当部署	次世代支援課		
事務事業名	子どもの明るい未来サポート事業		
根拠条例	第6条第3項		
実施目的	企業・団体・地域住民・自治体が一堂に会し、顔の見える交流をきっかけに、地域の実情に合った応援ネットワークの形成を目指す。		
実施日時・場所	2019/3/14 周南総合庁舎		
対象者・参加者数	企業・団体・市民・自治体など 140人		
所管課評価	妥当性	可	フォーラムを開催することで、多くの人に話を聞いてもらえるため。
	効果	高	予想以上の参加者があり、様々な人の交流を生むことができた。

■「シンポジウム」

実施件数 1件
 実施回数 1回
 参加者数 700人

第6条第1項第1号	0
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	1
第14条	0
その他の法令	0

一つの問題に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会。数回にわたり発展的に開催することで市民の意識啓発を継続的・発展的に行うことができる。

名称	防災シンポジウム		
担当部署	防災危機管理課		
事務事業名	自主防災組織育成事業費		
根拠条例	第6条第3項		
実施目的	市民の防災意識向上のため		
実施日時・場所	2018/10/13 周南市文化会館		
対象者・参加者数	市民 700人		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	中	

■ 意見・作文・アイデア等の募集

実施件数 1件
 実施回数 1回
 意見等提出数 12件

第6条第1項第1号	1
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	0
第14条	0
その他の法令	0

テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法。テーマに対して、市民から広く企画案や設計案、意見、アイデアを発掘することができます。

名称	周南市のまちづくりに対するご意見を募集しています。		
担当部署	企画課		
事務事業名	まちづくり総合計画策定事業費		
根拠条例	第6条第1項第1号		
内容	周南市の魅力や改善点、5年後どのようなまちになってほしいか等の意見を募集		
募集期間	2018/7/3 から 2018/8/3 まで		
対象者	市民（個人・団体）、市内への通勤・通学者		
意見提出数	12件		
所管課評価	妥当性	可	
	効果	高	まちづくりに対する多様な意見を得ることができた。

■ 「その他の方法」

実施件数 5件
 実施回数 32回
 参加者数 延べ 69,634人
 意見等提出数 53件

第6条第1項第1号	0
第6条第1項第2号	0
第6条第1項第3号	0
第6条第1項第4号	0

第6条第1項第5号	0
第6条第3項	3
第14条	2
その他の法令	0

テーマの目的に沿った手法を用いることで、広く市民の参画を得ることができます。

名称	まちづくり提言制度		
担当部署	秘書課		
事務事業名	秘書事務管理費		
根拠条例	第14条		
内容	市民が、市の施策や地域課題などに対する提言を、まちづくり提言箱への投函やメール送信等の方法により、市長に提案するもの。		
募集期間	2018/4/1 から 2019/3/31 まで		
対象者	市政について建設的な提言を持つ者		
意見提出数	53件		
所管課評価	妥当性	可	まちづくり等に対する幅広い市民の考えをメールや文書等により求めることができた。
	効果	高	開かれた市政の実現。

市の機関が適当と認める方法「その他の方法」

名 称	学校運営協議会		
担当部署	学校教育課		
事務事業名	コミュニティ・スクール事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
内 容	周南市立小中学校に各学校運営協議会を設置 保護者及び地域住民等の学校運営への参画		
募集期間	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで		
対象者	各小・中学校区域の児童・生徒の保護者、地域住民		
参加者数	(延べ) 69,208 人		
所管課評価	妥当性	高	地域のニーズを迅速、適切に反映させることができた。
	効果	高	地域に開かれた信頼される学校づくりにつながった。

名 称	国際交流サロン運営委員会		
担当部署	観光交流課		
事務事業名	国際交流事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
内 容	国際交流サロン及び国際交流フェスタの企画・運営		
募集期間	平成 30 年 4 月 18 日から 平成 31 年 3 月 20 日まで		
対象者	国際交流に関心がある者		
開催実績	13 回		
委員総数	14 人		
所管課評価	妥当性	可	企画・運営に市民等のアイデアが反映された。
	効果	高	在住外国人と日本人が「気軽に」「自由に」「楽しく」交流できる機会を作ることができた。

名 称	成人式実行委員会		
担当部署	生涯学習課		
事務事業名	成人式開催事業費		
根拠条例	第 6 条第 3 項		
内 容	成人式の企画・運営を実行委員会形式で実施		
募集期間	平成 30 年 7 月 9 日から 平成 31 年 1 月 28 日まで		
対象者	成人式の企画・運営に関心のある 19 歳から概ね 30 歳までの市民		
開催実績	12 回		
委員総数	17 人		
所管課評価	妥当性	高	企画・運営に至るまで市民のアイデアが反映された。
	効果	中	新たな人材の発掘・育成につながった。

市の機関が適当と認める方法「その他の方法」

名 称	市長と話そう。「共に。カフェ」		
担当部署	秘書課		
事務事業名	秘書事務管理費		
根拠条例	第 14 条		
内 容	市長と市民が直接対話し、周南市の未来や身近な課題について意見交換することにより、市政をより身近に感じてもらうとともに、市民のアイデアや提案を共有する取り組み。		
開催日	平成 30 年 4 月 27 日 「まんどころ来てみん祭」実行委員会 5 人		
対象者	平成 30 年 6 月 18 日 熊毛北高等学校調理研究部 8 人		
参加者数	平成 30 年 7 月 10 日 周南市 P T A 連合会女性理事 5 人		
	平成 30 年 7 月 24 日 商店街の魅力発信に取り組む若者たち 5 人		
	平成 30 年 9 月 12 日 ジュニアリーダーズクラブ 6 人		
	平成 30 年 11 月 12 日 周南こどもゆめまつり実行委員会の中学生メンバー 6 人		
	平成 31 年 1 月 30 日 周南市で働く市外出身者 5 人		
所管課評価	妥当性	可	市長が市民と直接対話し、周南市の未来や身近な課題について意見交換することができた。
	効果	高	市政をより身近に感じてもらうとともに、市民のアイデアや提案を共有することができた。

8 参考資料

(1) 周南市市民参画条例（平成 18 年 12 月 22 日 周南市条例第 67 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 市民参画の実施等（第 6 条—第 14 条）
- 第 3 章 市民参画の推進（第 15 条—第 17 条）
- 第 4 章 雑則（第 18 条—第 20 条）

附則

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のこころをはぐみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心を持ち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- （1）市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- （2）市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいいます。
- （3）協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。
- （4）市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等（以下「市民の意見等」といいます。）を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

(基本原則)

第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。
- (2) 市民が平等に参画することができるものとします。
- (3) 市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。
- (4) 市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

(市民の責務)

第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。

- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政に参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。

- 2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。
- 3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」といいます。）は、次のとおりとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 - (2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃
 - (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃
 - (4) 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃
 - (5) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。
- (1) 緊急を要するもの
 - (2) 軽易なもの
 - (3) 法令の規定により市民参画を実施するもの
 - (4) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
 - (5) 市の機関の内部事務処理に関するもの
 - (6) 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの
- 3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの（前項各号のいずれかに該当するものを除きます。）にあっても、市民参画の対象とすることができます。
- 4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。
- 5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

(市民参画の方法)

第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

- (1) パブリック・コメント（市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法）
- (2) 市民説明会（市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法）
- (3) ワークショップ（市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法）
- (4) 審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等を行うことにより意見等を求める方法）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市民参画の実施)

第8条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。

2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。

- (1) 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。
- (2) 高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。
- (3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。

3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。

4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

(提出された意見等の検討)

第9条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。

(公表の方法)

第10条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2以上の方法で行うこととします。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) ケーブルテレビでの放映
- (4) 周南市公告式条例（平成15年周南市条例第3号）に定める掲示場への掲示
- (5) 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

(パブリック・コメントの実施)

第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。

- (1) 施策の案及びその案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

- 2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1箇月とします。
- 3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 書面持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段
- 4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明らかにします。
- 5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。

（市民説明会、ワークショップ等の実施の公表）

第12条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の2週間前までに公表します。

- 2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

（審議会等の委員公募及び会議の公開）

第13条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。

- 2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。
- 3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第22条の規定により公開します。

（意向の把握）

第14条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努めます。

第3章 市民参画の推進

（市民参画推進審議会の設置）

第15条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

- (1) 第6条第5項の規定による報告に関する事項
- (2) 市民参画の実施状況の評価に関する事項
- (3) この条例の運用状況に関する事項
- (4) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項
- (5) この条例の見直しに関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

- 3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べるすることができます。
- 4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織します。
 - (1) 市長が行う公募に応じた者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 推進審議会の委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第 16 条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価（前条第 2 項第 2 号の規定による評価をいいます。）結果をまとめて公表します。

(市民参画の方法の普及等)

第 17 条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

第 4 章 雑則

(意思決定過程の特例)

第 18 条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

(条例の見直し)

第 19 条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、第 6 条から第 13 条までの規定は適用しません。

附 則（平成 22 年 12 月 28 日条例第 31 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日条例第 43 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 周南市市民参画条例施行規則（平成 18 年 12 月 25 日 周南市規則第 76 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、周南市市民参画条例（平成 18 年周南市条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（大規模な公共施設の範囲）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね 10 億円以上のものとする。

（市民参画の対象としなかった場合の取扱い）

第 3 条 条例第 6 条第 5 項の規定による報告は、緊急処理理由書（別記様式第 1 号）により行う。

（資料全体を公表することが困難な場合の取扱い）

第 4 条 条例第 8 条第 4 項、第 11 条第 1 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 16 条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体（図面、冊子、大量な資料等）を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

（パブリック・コメントを実施する場合の公表事項）

第 5 条 条例第 11 条第 1 項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案及びその案に関する資料
- (3) 意見を提出できるもの
- (4) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (5) 意見を提出する場合の記載事項
- (6) 提出された意見の検討結果の公表の仕方
- (7) 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

（パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項）

第 6 条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第 11 条第 1 項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するものとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案に対する意見
- (3) 住所（法人その他の団体にあつては所在地）
- (4) 氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者名）
- (5) 連絡先（前 2 号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が意見を提出したものへ通信する際に利用する情報をいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 参加できるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項)

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 集会の内容
- (5) 参加者数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民参画の実施状況の報告)

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例によるときも、同様とする。

(周南市市民参画推進審議会の組織及び運営)

第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進審議会の会議)

第11条 会長は、推進審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

(推進審議会の庶務)

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

(推進審議会の運営)

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

別記様式第1号（第3条関係）

緊急処理理由書

提出日 年 月 日
担当課名（ ）

1 市民参画を実施しなかった施策の名称

2 市民参画を実施しなかった施策の内容

3 市民参画を実施しなかった理由

平成 30 年度
市民参画実施状況年次報告書

令和元年 7 月発行
周南市地域振興部 地域づくり推進課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1
TEL 0834-22-8412
FAX 0834-22-8428
E-mail kyodo@city.shunan.lg.jp

※本年次報告は市内各公共施設や、市ホームページで公開しています。